

天理市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第11号

天理市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

天理市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年3月天理市規則第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3第14号中「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする」に改め、同表備考第3項中「、第11号」及び「であって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの」を削り、同表備考に次の1項を加える。

4 第11号については、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上である会計年度任用職員であって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。